



きれいに出来上がったよ。 森林環境税を活用した体験学習

須釜小学校では、自然や生き物を大切にする心情を育てる学習のため、外部講師（森の案内人）を招き、見たり・聞いたり・触れたり・作ったり体験型学習を行っています。

主な内容

- 9月定例会の条例制定、条例の改正、補正予算など… 2~3
- 平成24年度決算の認定 …………… 4
- 平成24年度定期監査及び決算監査報告 …………… 5
- 健全化判断比率・資金不足比率報告、請願…………… 6
- 9月定例会一般質問 …………… 7~13
- 各種話題、議会のうごき …………… 14



玉川村議会 9月定例会

審議議案と各議員の賛否（9月定例会）

○は賛成、×は反対 須藤議長は採決に加わらないため空欄

議案番号	議案名	採決	車田	渡邊	塩澤	小林	鈴木	飯島	大和田	田子	西川	三瓶	須藤
議案第44号	平成24年度上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第45号	村職員の給与の臨時特例に関する条例の制定	否決	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
議案第46号	村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号	平成25年度一般会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第48号	平成25年度介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第49号	平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号	平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第51号	平成25年度簡易水道事業特別会計予算補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第54号	平成25年度上水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第1号	平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第2号	平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第3号	平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第4号	平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第5号	平成24年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第6号	平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第2号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
請願第4号	防火水槽設置に関する請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第5号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第6号	道州制導入に断固反対する意見書採択に関する陳情	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※読みやすくするため、議案件名を一部省略、議事の進行の順序を入れ替えています。

（第2回臨時会）

議案第55号	村教育委員会委員の任命	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--------	-------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

条例

村職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の趣旨を踏まえ、期間を定めて、職員の給与を減額したいので、地方公務員法第24条第6項の規定により、条例を制定するものである。

反対討論

鈴木忠雄
村職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、地方公務員の賃金、労働条件は各自治体での労使合意を踏まえ議会の議決を持って決めることとされている。国が給与削減することを前提に、相当額を地方交付税から削減することは、事実上交付税を盾に地方自治に圧力をかけている。震災復興に向け職員の士気を低下させる可能性がある。玉川村職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に反対する。

あ ら ま し

玉川村議会9月定例会は9月13日から20日までの8日間の会期で開催されました。今回の議会では、条例の制定や改正の議案2件、補正予算議案6件、決算の認定等7件、報告1件等が提案されました。

また、一般質問には7名の議員が登壇し村執行部の考えを質しました。

表1 一般会計の歳入・歳出の主なもの (単位：千円)

区分	款	補正額	備 考
歳入	繰越金	183,341	繰越金
	地方交付税	55,298	普通交付税
	国庫支出金	53,209	災害等廃棄物処理事業
	村債	△19,600	臨時財政対策債の額確定
歳出	総務費	113,542	財政調整積立金
	諸支出金	67,850	学校等建設基金
	民生費	107,962	災害廃棄物処理事業等

歳入歳出それぞれ2億8500万円を追加し、予算総額を37億9314万2千円とするものである。
(表1を参照)

一般会計補正予算 (第2号)

補正予算

村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

介護保険特別会計補正予算 (第1号)

平成24年度の歳入歳出決算の確定によるもので、歳入歳出それぞれ10007万6千円を追加し、予算総額を4億1480万円とするものである。

- 歳入の主なもの
 - 繰越金 10007万1千円
 - 繰出の主なもの
 - 保険給付費 212万2千円
 - 諸支出金 611万9千円

後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

平成24年度の歳入歳出決算の確定によるもので、歳入歳出それぞれ、31万5千円を追加し、予算総額を4776万5千円とするものである。

- 歳入の主なもの
 - 繰越金 26万5千円
 - 諸収入 5万円
- 歳出の主なもの
 - 諸支出金 31万6千円
 - 予備費 △1千円

農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

歳入歳出総額に増減はありません。

- 歳入の主なもの
 - 繰越金 742万1千円
 - 農業集落排水事業債借換債 220万円
- 歳出の主なもの
 - 一般会計繰入金 △962万1千円
 - 長期債償還元金 100万円
 - 長期債償還利子 △100万円

簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

歳入歳出総額を620万1千円減額し、1930万6千円とするものである。

- 歳入の主なもの
 - 繰越金 239万2千円
 - 一般会計繰入金 △859万3千円
- 歳出の主なもの
 - 委託料 △620万1千円

水道事業会計補正予算 (第1号)

収益的収入及び支出総額をそれぞれ279万4千円増額し、1億9525万1千円とするものである。

- 収益的収入の主なもの
 - 他会計補助金 279万4千円
- 収益的支出の主なもの
 - 配水及び給水費 400万7千円
 - 総係費 28万7千円

● 資本的収入の主なもの △150万円

- 支払利息及び企業債取扱費
- 企業債 140万円
- 支出の主なもの
 - 施設拡張事業費 1025万4千円
 - 企業債償還金 150万円

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1035万4千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

決算の認定

平成24年度の村財政運営状況

東日本大震災から2年半が経過し、村内企業の業績回復等もあり、2カ年連続で地方税が伸びたが、災害復旧事業等も概ね完了したことにより、地方交付税や国県支出金等が大幅に減少し、限られた財源の中、東日本大震災からの

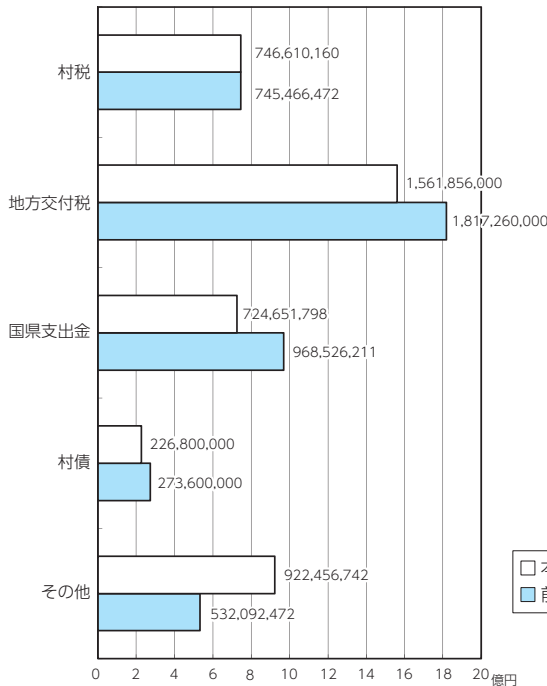
各種会計の認定

復旧・復興に向けた事業に早急に取り組み、災害復旧事業につきましても概ね完了することができた。(表2を参照)

〔一般会計〕

歳入合計は翌年度繰越明許費を含め、41億8237万4千700円となった。歳入の主なものは、地方交付税が15億6185万6千円で、全体の37・4%、村税が

表2 一般会計歳入前年度比



一般会計歳出前年度比

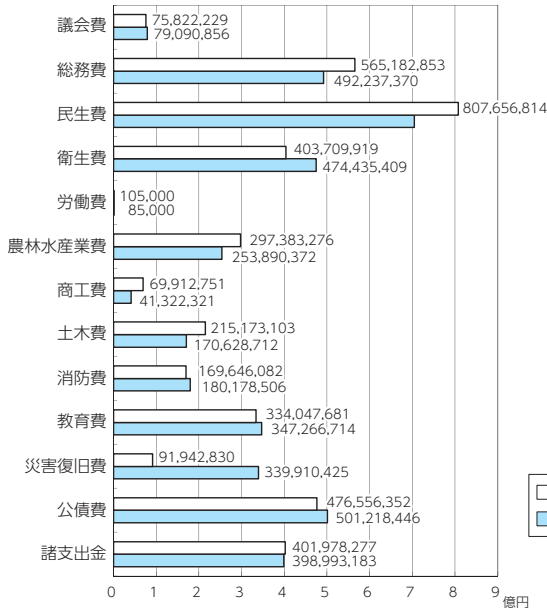


表3 平成24年度各種会計の決算状況

Table with 3 columns: Accounting Category, Income, and Expenditure. It details the financial results for the general account and special accounts.

表4 上水道事業会計決算状況

Table with 3 columns: Total Income, Total Expenses, and Total Profit for the water supply business account.

7億4661万1600円で、17・2%で、国・県等への依存財源は、26億5278万6千862円で63・4%、自主財源は15億2958万7千838円で36・6%であった。歳出については、物件費の節減を図り、公債費の確実な償還を実施し、住民福祉の充実に目指し、投資的経費の計画的執行に努めた結果、歳出合計は39億911万7千167円となった。歳入歳出差引額で2億73

25万7千533円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3991万6千円を除くと2億3334万2千円の黒字決算となりました。(表3を参照)

〔国民健康保険特別会計〕

収入済額8億6413万5千980円、支出済額8億3009万7千175円となり、歳入歳出差引残金は3403万8千805円となった。歳入の主なものは、国庫支出金で2億6877万9千661円、保険税で2億625

〔その他の特別会計〕

他の特別会計及び上水道事業会計の決算は、表3、表4のとおりである。

監査報告

平成24年度の定期監査及び決算監査は、8月1日から6日までの期間で行われた。

その結果、監査委員より次のとおり報告が行われた。

【各種会計状況】

各会計で繰越金を計上できなかったのは、事業の見直しや経費削減に努めた結果だと考える。

しかし、それぞれに繰入金が入っているため、今後は繰入金を出来るだけ縮減し予算執行できるよう要望する。

また、上水道事業会計は、給水、供給原価とも高く有収率も低いため、繰入金の依存度が高い体質となっている。

現在、四辻水源地の揚水試験は正確な取水量が把握できないため継続中であり、水道施設設備更新や簡易水道事業との統合問題等の予定もあるため、本村の方向性を確立し、安心で安全な水の安定供給確保に努めるよう希望する。

【財産管理】

有価証券及び出資金、預

金、現金管理、資金運用は適正である。

【滞納額】

滞納額は、表5のとおりで、年々減少傾向にある。

上水道事業においては計画的・継続的に取り組んだ結果、対前年比481万円減少した。

今後も、早期対応と適切な滞納整理を行い、滞納金の圧縮に層努力されるよう、強く要望する。

【未登記】

未登記件数は、615筆で、今後も縮減に向けて更に努力を要望する。

表5 滞納額

(単位:千円)

区分	滞納額	区分	滞納額
村税	47,566	簡易水道使用料	908
国保税	48,582	下水道使用料	10,853
介護保険料	1,401	緑資源償還金	36,658
住宅使用料	25,121	上水道使用料	24,929
保育所使用料	0		

【監査委員の決算審査報告並びに意見の開陳】
《一般会計》

滞納金総額は171,127千円で、住宅使用料1,464千円・介護保険料325千円・幼稚園使用料20千円が増加、村税4,459千円・緑資源公団償還金1,131千円・国保税9,648千円が主に減少し、対前年比14,489千円の減少となりました。

しかし、村税6,525千円・国保税10,428千円と16,953千円を不納欠損処分したため、実質2,464千円の増加であります。年々減少傾向にあります。

日銀福島支店の県内金融経済概況によりますと、「県内の景気は、着実に回復している」とのことですが、本村においては、まだまだ景気回復は実感できない状況にあります。

こうした状況下での徴収は大変困難を伴うものであり、滞納者の実態を的確に把握して、適切な滞納整理を行い、滞納金の圧縮に一層努力されるよう、強く望むものです。担当課を中心に取り組んでいると思いますが、情報の共有化を図り村民の義務としての村税納付を向上させるよう、徴収体制をさらに見直していただきたいと思ひます。

また、多額の滞納金は、財政計画及び行政の公平・公正の点からも大きな影響を及ぼしますので、積極的な改善に取り組むよう要望します。

未登記件数(平成24年3月31日現在777筆)については、内容精査で処理必要性なし88筆、24年度新規買収77筆、年度内151筆(現年度分67筆、過年度分84筆)処理され、年度末現在615筆となりました。

今後も期限・目標設定し、未登記件数の解消に向け、さらに努力されるよう希望します。

以上、審査報告と意見の一端を開陳するものであります。



完成した除染物仮置場

表6 健全化判断比率

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-%	15.0%
連結実質赤字比率	-%	20.0%
実質公債費比率	13.7%	25.0%
将来負担比率	56.9%	350.0%

※-%赤字がないため算出されない。

健全化判断比率・
不足比率の報告

村執行当局より地方公共団
体の財政の健全性を判断する
指標の報告が監査委員に行わ
れた。

表6及び表7のとおり、一
般会計等における健全化判断
比率、公営企業における資金
不足比率の指標が報告され、
それぞれ早期健全化基準及び
経営健全化基準をクリアして
いる報告がされた。



監査委員によるヒアリング

表7 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	-%	20.0%
簡易水道事業特別会計	-%	20.0%
農業集落排水事業特別会計	-%	20.0%

※-%赤字がないため算出されない。

健全化判断比率・資金
不足比率の審査報告

監査委員より健全化判断比
率等についての審査報告が次
のとおり行われた。

【実質赤字比率】

一般会計において、実質収
支が黒字であるため、実質赤
字比率はない。

【連結実質赤字比率】

全ての会計において、連結
実質収支が黒字であるため、
実質赤字比率はない。

【実質公債比率】

公債費の比重を示す比率で
13・7%となり、早期健全化
基準の25%を下回るものの、
まだ高い比率となっているこ
とから、比率の健全化のため
引き続き計画的な財政運営を
図られるよう希望する。

【将来負担比率】

一般会計が将来負担すべき
実質的な負債を捉えた比率
で、56・9%となり、早期健
全化基準の350%は下回る
が、今後とも適正な財政運営
に努力されるよう希望する。

【公営企業の資金不足比率】

上水道会計、簡易水道事業
会計及び農業集落排水事業特
別会計については、いずれも
資金不足となる会計はない。

請願

●防火水槽設置に関する請願
【請願者】

竜崎区長 石井清春
紹介議員 小林徳清

付託を受けた総務産業建設
常任委員会で審議した結果、
採択することに決定した。

本会議において委員会審議
結果を報告したところ、全員
異議なしで採択された。

陳情

●森林吸収源対策及び地球温



請願箇所の現地調査

暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択に関
する陳情

【陳情者】

全国森林環境税創設促進議
員連盟
会長 板垣 一徳

(新潟県村上市議会議長)

付託を受けた総務産業建設
常任委員会で審議した結果、
採択することに決定した。

●道州制導入に断固反対する
意見書採択に関する陳情
【陳情者】
福島県町村議会議長会
会長 八島 博正

付託を受けた総務産業建設
常任委員会で審議した結果、
採択することに決定した。

意見書(議員発議)

森林吸収源対策及び地球温
暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書と、道州
制導入に断固反対する意見書
について、議員発議で本会議
に提案され、全会一致で可決
された。意見書は、内閣総理
大臣ほか政府関係機関に提出
された。

玉川村議会9月定例会

村政

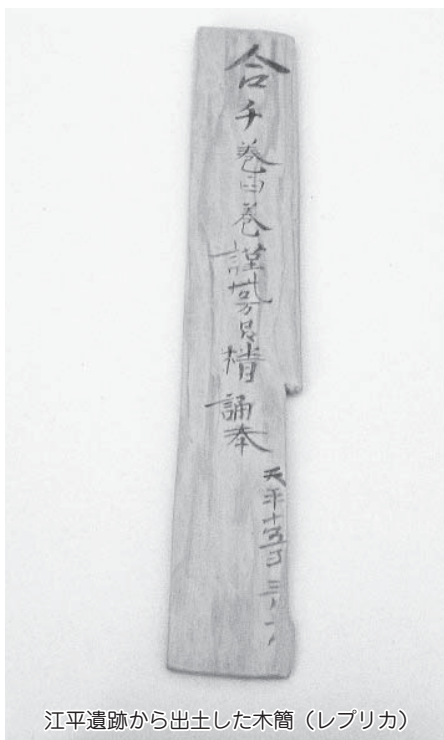
ここがききたい



村の答えは?

一般質問通告

通告順序	通告者	質問事項
1	飯島 三郎	1 村の観光整備事業の方向性について
2	渡邊 一雄	1 こぶしの里の対応について
3	車田 悦夫	1 玉川村所有・管理建物の建築基準法に基づく定期報告の実施状況について 2 耐震診断の結果について
4	小林 徳清	1 財政調整積立基金について
5	塩澤 重男	1 村道山小一2号線の改良整備について 2 村道吉一10号線の改良整備について
6	鈴木 忠雄	1 洪水対策について 2 浸水対策について 3 反問権について
7	大和田 宏	1 わな猟免許の取得促進について 2 村道沿いの樹木の伐採について



江平遺跡から出土した木簡（レプリカ）



飯島 三郎 議員

村の観光整備事業の方向性について伺う。

今、村の観光計画の中で調査中の事と思います。大きな観光資源がいくつかあると思いますが、どのような進め方をしているのか村長にお伺いいたします。

南須釜区にある「東福寺舍利石塔」の2件であります。県指定の文化財は、川辺区の「川辺八幡神社本殿」や南須釜区の「南須釜の念仏踊り」など6件です。

問 他市町村にない観光名所地はどのようなもの(国指定、県・村指定)があるのか。

村指定の文化財は、岩法寺区の「岩法寺開山碑」など18件であります。

答 国指定の文化財は、岩法寺区にある「石造五輪塔」と、

問 今すぐ整備可能な場所はあるのか。

答 現在、村では、「玉川村観光整備事業」として、株式会社アイデックスと委託契約を結んで、整備計画の策定を進めておるところであります。

観光資源の調査、住民へのインタビュー、村内外のアンケート調査、など様々な調査を実施しており、現在、策定作業を進めているところであります。

観光の整備計画を図っている最中でございますので、現在の時点では、今すぐに整備可能な場所を具体的に掲げるることにつきましては、計画の進捗状況や人の交流、観光資源の潜在などを調査、研究したなかで進めて参りたいと考えております。

問 整備するとすれば、いくつかのルートに、また地区別に分けて進められないか。

答 2点目と同様に、現在、計画の整備を進めておるところであります。

なお、観光のルートや地区別に分けての整備につきましては、整備計画を進めるに当

たりましても当然、これは策定の対象になっております。

問 目的を持って調査しているのか。調査してから進めたいのか。

答 観光資源は、沢山あるが人と交流などを生かした観光資源にしたい。

問 乙字ヶ滝上流にある百八横穴古墳や、乙字ヶ滝付近から出土した旧石器の年代三万五千年から二万年前のもので、玉川村の歴史の始まりかと思う。玉川インター付近に出土した横笛などは今のところ日本でも一番古いものと言われている。また、小半弓の野たたら製鉄遺跡等これらの文化財発掘、研究調査された方々は、高齢化している。この人たちに報いるためにも早い整備をするべきと思う。

答 江平から出土した横笛、木簡など重要なものなので調査の中で進めて行きたい。

※出土品は、玉川ふるさと館に展示されております。



渡邊 一雄 議員

Q いぶつこの里の対応について
A 村と別法人で答弁出来ない。

今年度一般当初予算、補正予算において4千万円の道の駅駐車場工事をするにあたっては、その目的には、農産物を直売所の安心安全な農作物を、直売所を通して販売し生産する喜びと売上金を手にすることで、玉川村に活力を与える場となつてきておる事と思いますが、生産者・利用者共にいろいろと問題があるとの声が聞こえておりますことから、次の6点についてご質問致します。

この外販に対してどの様なメリットがあるのか。

問 第2点目 「3年前に手数料金を15%から17%に引き上げて、バーコード・裏ラベル・廃棄手数料まで取る様にして、携帯により売上品や金額が分かるようにするために手数料を引き上げたにもかかわらず、今だに確認されていないがどうか。」

問 第1点目「外販により売り上げを伸ばすとする中で、様々な問題があり、職員の長時間労働に耐えられず退職者が出ていること、また外販に玉川村以外の生産物・加工品が販売されているとの事で、



玉川村生産物直売所

問 第3点目「商品ラベルが全品に貼っておらず、ラベルが無い商品については、レジに備付のファイルから該当商品レジスキヤンする際、商品と間違ふことがたびたび確認されますが、この対策をお伺いします。」

問 第4点目「店員用のタイ

ムカードが設置されておらず、店員が帰宅時、所長が外販で不在時には外販先まで確認をするとのこと、何らかの対策が必要ではないかと思うがどうか。」

問 第5点目「レジが混雑している」と、平然とレジを通さず持ち帰る人が沢山見受けられると言われます、そこで店内の見直しをしようか。」

問 第6点目「現在(株)こぶしの里では、農産物の品質パランスが悪い、また値段が高いとの話があります、お客様の人数も以前よりも少なくなっていることであり、外販

に力を入れる前にもっと(株)こぶしの里の内部をよくする努力をして、お客様また生産者にもっと理解の得られる(株)こぶしの里にしてはと思いますか。」

◎(株)こぶしの里は、村とは別法人であるので答弁出来ないとの事ではあるが、村が多くの出資をしており村民の多くの生産者が利用しております。

この質問は多くの利用者の声でありますので、社長である村長の強い指導力のもと利用者の理解を得られる(株)こぶしの里の運営を望むものであります。



車田悦夫議員

Q 公共建築物の維持管理について

問 玉川村所有・管理建築物の建築基準法に基づく定期報告の実施状況について
国土交通省の指針に「建築物の所有者、管理者は常時適

法な状態にするよう努めなければなりません。特に多数の者が利用するような用途及び規模の建築物については、一旦事故が発生すると重大事故に発

展する恐れがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要がある」とあります。

村民の生命財産を守る公共建築物の維持管理については手を抜くことがあってはなりません。そこで、わが玉川村の場合、建築基準法12条に基づき定期報告の実施状況について、建築物については3年ごとに、建築設備に関しては毎年報告する義務があります

がこの報告を行なっているのか御伺いたします。

答 該当する建築物については、すべて実施しています。

玉川団地2、3、4号棟及び長内住宅2号棟。須釜中学校、たまかわ文化体育館、須釜公民館

ただし、報告義務のない建築物は行なっていません。

問 緊縮財政のあり、外注費である業務委託料の削減の為に、役場職員に調査資格を取得させる考えはないのか。

答 専門職の職員がいないのでできませんが、今後、検討していきます。

問 今までの耐震診断の結果、建築物ごとの程度の耐震補強が必要なのかお伺いいたします。

果、建築物ごとの程度の耐震補強が必要なのかお伺いいたします。

答 耐震診断の結果、耐震性のない建物は役場庁舎、就業改善センター、川辺小、須釜小、泉保育所、いずみ幼稚園、すがま幼稚園、須釜公民館、玉川村民体育館、村営住宅2団地です。

保育所、幼稚園については老朽化、急激な少子化等幼児を取り巻く環境を視野に、幼

保一体型施設の整備を進めます。今後はいつ起きるか分からない大地震や台風と言った自然災害による被害を最小限とするためにも、計画的に耐震化を図っていきます。

◎公共建築物は、災害発生時には避難所としての役割もあります。又、住民が安心して生活できるように、働けるように一刻も早い耐震化と建物の十分な管理をお願いします。



耐震化が望まれる施設



小林 徳清 議員

Q 財政調整積立基金について A 決算剰余金の1/2相当を積立している。

当村の各種基金の状況は、18件でそれぞれ目的別に積み立てられているが、財政調整積立基金は、財源が不足する年度に、活用する目的を持った基金で、使途も自由と理解しているが、ここ数年來積立基金残高の適正を超えて多くなっている、その理由を伺う。

問 ①一般的に財政調整積立基金は、標準財政規模の10%〜15%が適正とされているが、残高が多いのはなぜか。
答 24年度末現在高割合は25・5%で、大きく伸びているのは、21年度以降であります。要因として決算剰余金、地方交付税の増及び国の補正予算において、創設された地域活性化交付金等の増による

ものです。又、震災復興特別交付税が創設されたこと等が増えた要因です。適正な住民サービスの確保を図りつつ、財政運営を行うため適正かつ不可欠であります。
問 適正な住民サービスとは。
答 村民が安心、安全に暮らせることであります。

問 ②税金が適正に運用されずに基金となり、「滞貨」となっていると思うが見解を伺う。
答 納めて頂いた税金については、年々増え続けている福祉や社会保障費等、他に公共サービスの経費に使われており、村民の皆様が快適で安心して暮らせるよう、適正な予算執行に努めております。

問 適正を超えた残高は、税を有効に活用し公共サービス等に生かされて来たとは思わない、税は滞貨させるべきではない。税が滞貨となつて有効に運用されてこそ納税の喜びが増すと思うが如何か。
答 そのとおりだと思う。

問 ③請願24件財政厳しいと実施されず滞積され、村政に對して不審を抱かれています。少額で済むと思われる事業については、基金を有効に運用すべきではないか。
答 請願箇所につきまして、所管課において、地域の状況や事業内容、補助事業等の有無を勘案し、効果的な事業が展開できるよう計画し、取り組んでいるところであります。

問 請願こそ最も大事な声なき声と思うが。
答 そのとおりだと思います。
問 ④税の有効運用を計る為にも、適正を超えた「蓄財」よりも村発展と定住化促進そして住みやすい、住んで良かった村民からの要望に基づいて



完成した落石防止柵 (村道小一3号線：小高字天神地内)

の行政サービス等に、弾力的に運用をすべきと思うが。
答 中長期的な財政運営の健全化を図るため、財政状況等を判断し、必要に応じて取り崩し、歳入の補てんをするなど、柔軟な対応をしながら運用して参る考えであります。
問 将来予測される必要以上の心配から適正を超えた蓄財

よりも、住民サイドの身近なライフラインの整備、環境の整備、又、当村に移り住み、住まいを新築された方、地域住民が新築、建て替えされた方へのお祝い金等として運用してはどうか。
答 必要な事と思う、取り組めるものについては取り組みます。



塩澤重男議員

Q 村道山小―2号線の改良整備について
A 平成26年度に測量等に着手できるように進めたい。

これは平成15年に山小屋区より請願を受け採択された未実行の案件です。

ここは、通勤・通学路として又、銅屋久保地区へ通じる地区の重要な生活道路であり冬期間は凍結し、大変危険な村道です。地域住民だけでなく、通行者は不便をきたしています。

このことから、次の点について伺います。

問 安全性・緊急性から考えても早急に改良整備すべきと考えるが村長の考えを伺います。

答 安全性・緊急性から考え、早急に改良整備が必要な路線であると考えている。

問 財政上難しい場合、年次計画で組み入れ整備する考え

は。

答 平成26年度に測量等が着手できるように進めていきたい。

問 村として現地の調査、地域住民の話を聞いた上で必要性の位置づけは。

答 危険な現況や事故の発生など、必要性は理解している。

問 振興計画で、暮らしやすく住みよい村づくりを標榜している。地域住民の福祉向上のためにも、生活道路の整備を推進すべきと考えるが村長の考えを伺います。

答 広い意味での地域住民の福祉の向上に寄与するものと考えている。

Q 村道吉―10号線の改良整備について
A 早急に測量等に着手できるように進めていきたい。

これは平成12年に吉区より請願を受け採択された未実行の案件です。ここは、吉区の通学路であり生活道路として大変重要な道路であります。幅員も狭く、見通しも悪い場所です。事故が懸念される。戸数もあり、毎日の生活道路なのに、いまだに未舗装である。

問 地域住民の強い要望もあり、利便性からも早急に改良整備すべきと思うが、村長の考えを伺います。

答 利便性からも早急に改良整備すべき路線であると考えている。

問 年次計画に組み入れ整備していく考えは。

答 早急に測量等が着手できるように進めていきたい。

問 必要性及び住民の意向調査の結果の位置づけは。

答 早急に整備すべき路線と受け止めている。

問 振興計画で、暮らしやすく住みよい村づくりを標榜している。快適性や利便性の向

上はどのように進めているのか伺います。

答 玉川村の振興計画における施策の大綱の一つであり、この大綱を実現するための大きな4つの施策の中に、『快適性や利便性の向上』があり、道路等の整備、交通網の充実、福島空港の活用、上水

道の整備、下水道の整備、公園・緑地の整備、住宅環境の整備が具体的施策として実施していく。

問 村道吉―10号線は平成27年度くらいに測量等に着手は。

答 早急に測量等が出来るよう進めて行きたい。

問 平成24年度における村道の改良率及び舗装率は

答 改良率74・54%
舗装率 81・22%



村道山小―2号線（山小屋字的場内）



鈴木忠雄議員

阿武隈川の洪水対策について

問 乙字ヶ滝より上流約100mのところ、堰止めされ、水位が上昇している。堰の一部分に開閉装置が設置されているが、作動しているのか。

答 堰の管理者は、須賀川市となっており、須賀川市へ開閉装置が作動しているかどうかについて、問い合わせをしました。特にその開閉は行っていない。

問 関係する鏡石町、矢吹町と連携して須賀川市に要望すべきと思うが。

答 その通りと思っっている。他町と話し合っって進める。

蒜生地区の浸水対策について

問 蒜生地区内の県道42号線の側溝が大雨による降雨であふれ、家屋等が浸水して

問 堰の上流に土砂等の堆積物を除去する実施計画について。

答 流れを阻害するような堆積物については、県管理区間になると思われます。

管理区間それぞれにおいて、土砂払いのための事業費を予算化しております。

問 河川敷の障害物等を除去する実施計画について。

答 その都度予算確保に努め、事業を実施している。

今年度の県の予算では、昨年実施したところの上流について、堆積土砂払いと立木の伐採を行うこととなっております。

蒜生地区の村政懇談会で、要望があったと思うが、その後、村の対応をお伺いいたしま

答 昨年開催した当地区の村政懇談会において、浸水対策を要望する意見がありました。早速、その旨の要望を県石川土木事務所におこないました。

その後、今年度の県中建設事務所との「まちづくり意見交換会」の中でも、福島県へ要望を行っっており、引き続き浸水対策が施されるよう対応していきます。

問 具体的な案で県に要望したのか。

答 県と村で現地を確認したので、県から回答があると思う。どうしたら良いか県石川土木事務所と話し合いながら対応したい。

反問権について

問 堤防の決壊について、専門家に調査検証を依頼するよう質問したところ、村の答弁は、そう回答を変える訳にはいかないが、どういう方法で

どういう方に、どのようなこととお願ひしたら良いかありましたら、ご指導をお願いし



乙字ヶ滝上流の堰

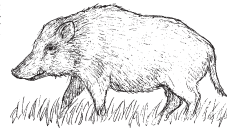
答 平成22年4月から、一般質問の「問一答方式」の導入に

伴い、反問が認められ、議員の質問に対して、政策提言等についての論点や争点を明確にするために、執行部が質問することができるようになっております。



大和田 宏 議員

Q わな猟免許取得の促進は、
A 来年度から取り組み、
取得の促進を図りたい。



問 村内において、イノシシ等による農作物への被害が発生しており、わなによる捕獲が効果があると思います。

今後、多くの方々にわな猟免許を取得していただける体制作りと猟具等の整備が必要であると思います。

そこで、次の3点について伺います。①わな猟免許の取得の促進についてどう考えるか。②講習会受講料などの経費の一部助成についてどう考えるか。③わな猟に必要な猟具等の購入についてどう考えるか。

シシ等の鳥獣を捕獲するにはわな猟の免許を取得しなければなりません。村内において免許を所持しているのは数名であり、今後被害が増えていく事が予想されれば、免許取得者を増やしていく事が必要になって来ると考えます。

② 経費の一部助成については先進地の市町村等の例を参考に、調査・研究をして参りたい。③イノシシの捕獲の罠には、「くくり罠」と「箱罠」があり、村でも数個所有しているが、今後免許の取得者を増やしていく方向であれば、当然猟具等も増やしていきたい。



村道への支障木 (村道Ⅱ-1号線：四辻新田字弥左衛門平地内)

Q 村道沿いの樹木の伐採は、
A 状況を確認し、積極的に取組んで行く。

問 村道を走って見ますと、法面などの樹木が生い茂って暗さを感じたり、スクールバスなど通行車両に当たったりする危険もあります。明るく住みよい村づくり、安心・安全の観点から、状況を調査し計画的に伐採すべきと思います。

そこで、次の3点について伺います。①道路に覆い被さっている所はどのくらいあるのか。

②区長あるいは地域の方からの伐採要請にどう対応しているか。③今後、実態調査を行い、計画的に樹木の伐採をする考えはあるのか。

① 樹木が道路に覆い被さっているところは、いたるところで確認されておりますが数については把握しておりません。②伐採要請に対し、現地を確認し、支障の規模等により検討しながら、対応をし

しでもくいとめるられるよう取組んで行きたい。

と考えます。また、支障木の伐採については、今年度中に体制作りをし、積極的に取組んで行きたい。

問 今後、年次計画の中で定期的に調査をし、対応する考えはあるか。

答 年次計画の中で対応して行きたい。また、子ども達の安心・安全の面からも、情報収集をしながら進めていきたい。



玉川村議会 平成25年 第2回 臨時会

10月23日に開催された臨時会は、玉川村教育委員会委員の任期満了に伴う後任委員の任命の同意を求める件であった。

大木孝行さんの任命に同意

現教育委員会教育委員長の阿部裕子氏が10月26日で任期満了となり、後任委員に同意をするものである。

後任委員には、南須釜の大木孝行氏(57)とする提案がされ同意された。

台湾鹿谷郷友好訪問団が来村

国際友好都市提携して25年の節目にあたり、黄郷長他20名が本村を訪れ、議会議場等を見学された。



議場見学



役場玄関前にて

議会のうごき

8月

- 25日 役職員親善スポーツ大会 (村民グラウンド)
- 27日 石川地方町村議会事務局長会議 (石川町)
- 28日~29日 町村議会議長、副議長、事務局長研修会 (福島市)

9月

- 6日 議会運営委員会
- 8日 佐久間安蔵氏叙勲受章を祝う会(マーヴェラス末広)
- 13日~20日 9月定例会
- 20日 議会広報編集委員会 (議員控室)
- 14日 玉川村敬老会 (たまかわ文化体育館)
- 25日 第1回地方自治研究交流セミナー (石川町)

10月

- 25日 石川地方生活環境施設組合同時議会 (石川町)
- 27日 公立岩瀬病院企業団議会9月定例会 (須賀川市)
- 30日 台湾鹿谷郷訪問団歓迎レセプション (石川町)
- 2日 特老「たまかわ荘」開所10周年記念式典(たまかわ荘)
- 12日 たまかわスポーツフェスタ2013(村民グラウンド)
- 16日 ふくしま駅伝選手団結団式(すば一く玉川)
- 22日 福島県町村議会事務局長研修会 (福島市)
- 23日 第2回臨時会
- 24日 議会広報編集委員会 (議員控室)
- 24日 第2回地方自治研究交流セミナー(石川町)
- 28日 須賀川地方広域消防組合議会定例会(須賀川市)
- 29日 福島県町村議会議員研修会 (郡山市)
- 30日 石川地方町村議会議長会 (石川町)

地元の農産物は放射線量を測定し基準値以下であるにも関わらず風評被害に悩まされています。しかし、一方で、測定し基準値以下であるからかえって安心して食べられると言う人たちもいます。ありがたいことです

今年最後の議会だよりですので、ちょっと早いですが、ゆく年、くる年がよい年でありますように願っています。

(車田 悦夫)

あ
と
が
き



今年の夏も暑い日々が続きましたが健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

特に、ゲリラ豪雨、突風、竜巻等いままでは考えられない自然の猛威が牙をむきました。これからの防災計画も考え直さなければいけないと思います。原発事故はまだ最終していません。これからまた、放射能が拡散するかもしれないことを忘れてはなりません。